

○令和 8 年度税制改正大綱について

令和 7 年 12 月 19 日に、与党より「令和 8 年度税制改正大綱」が公表されました。主な改正内容は下記のとおりでございます。

1. 【所得税】基礎控除、給与所得控除の引き上げ（年収の壁の引き上げ）

令和 8 年分以後支給される給与より、所得税が課税されない給与収入額が、103 万円から 178 万円へ拡大（基礎控除+56 万円、給与所得控除+19 万円）されます。基礎控除、給与所得控除の金額は、収入（所得）が増えるにつれて減額されます。詳しくは弊社担当者へご確認ください。

2. 【所得税】住宅ローン控除の拡充（5 年延期）

住宅ローン控除の適用期限が令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年延長されます。省エネ基準適合住宅について、令和 10 年以降は、原則適用対象外になります。

3. 【所得税】NISA のつみたて投資枠の拡充

令和 9 年より、0 歳～17 歳に対して、新たに つみたて投資枠（年間投資上限額：60 万円、非課税保有限度額：600 万円）が設けられます。

4. 【所得税】暗号資産の分離課税化

暗号資産（ビットコインなど）の売却における所得は、総合課税（最大 55.945%）として課税されてきましたが、金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等を売却した場合は、他の所得と分離して 20.315%の税率により課税されます。また、暗号資産の売却により損失が出た場合は、翌年以降 3 年間の暗号資産に係る利益から繰越控除が可能になります。なお、適用時期は未定になっております。

5. 【法人税・所得税】少額減価償却資産の特例の基準額引き上げ

令和 8 年 4 月より、取得価額 30 万円未満の減価償却資産（備品など）を購入した際に、全額を損金算入（経費計上）できる特例について、取得価額が 30 万円未満から 40 万円未満に引き上げられます。ただし、1 年合計の 限度額 300 万円につきましては、据え置かれま
す。

6. 【消費税】インボイス発行事業者となる個人事業主の経過措置（2 割特例）の見直し

インボイス制度の導入時に経過措置として設けられた 2 割特例（売上等の消費税の 2 割を納税する）について、令和 8 年 9 月に終了することになっていましたが、10 月以降は新たに 3 割特例（売上等の消費税の 3 割を納税する）として継続されます。（令和 10 年までの 2 年間）。なお、3 割特例は個人事業者に対する制度となるため、法人には適用されま
せん。

7. 【消費税】免税事業者からの仕入れに関する経過措置の見直し

免税事業者（インボイスを取得していない事業者）からの仕入れに係る経過措置について、適用期限と控除可能割合が見直されます。現行の80%控除以降は、令和8年10月から令和10年9月までは、70%控除、令和10年10月から令和12年9月までは50%控除、令和12年10月から令和13年9月までは30%控除になり、更なる配慮が実施されます。

以上